

新潟市水道局工事点検実施要領 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 この要領の対象工事は、<u>新潟市水道局総務部経理課契約係において契約手続きを行ったもの</u>で技術管理室長が必要と認めた工事とする。</p> <p>(別表)</p> <p>(注1) <u>建設業法によるものとする。</u></p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 この要領の対象工事は、<u>設計金額が250万円を超えるもの</u>で技術管理室長が必要と認めた工事とする。</p> <p>(別表)</p> <p>(注1) <u>4,000万円(建築一式工事は、8,000万円)以上とする。</u></p>	